

告 示

埼玉県告示第八百五十一号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（再設測量（三級基準点測量・四級基準点測量））

三 作業地域

川越市南大塚三丁目、川越市新井宿五丁目、川越市今成四丁目、
川越市上戸新町、川越市大字府川

四 作業期間

令和元年十一月二十六日から令和二年三月十九日まで